

減 額 等 申 請 書
不 動 産 取 得 税 徴 収 猶 予 申 告 書 記 載 要 領

1. 連絡先電話番号には、必ず日中に連絡がとれる番号を記入してください。
2. 不動産取得税の減額等申請をする場合には、「□下記のとおりですから、不動産取得税を減額（及び還付）してください。」の□のところに✓印をつけてください。
また、徴収猶予の申告をする場合は、「□下記のとおりですから、不動産取得税の徴収を猶予してください。」の□のところに✓印をつけてください。
3. 「取得した不動産の明細」欄は、次により記入してください。
 - (1) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書等の表題部に記載されている13桁の数字を記入してください。（不動産番号以外の項目も、必ず記載してください。）
 - (2) 「土地」欄のなかの「地目」欄には、田、畑、宅地、山林、原野等の別を記入してください。
なお、土地の持分を取得した場合には、「地積」欄には土地全体の面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
 - (3) 家屋の持分を取得した場合には、「家屋」欄のなかの「床面積」欄には家屋の延べ床面積を記入し、その下欄に取得持分を括弧書きしてください。
 - (4) 「取得年月日」欄には、売買、交換、贈与等により取得した場合には、譲渡等が行われた日を記入してください。また家屋を新築した場合には、最初に使用又は譲渡が行われた日を記入してください。
 - (5) 「土地」欄のなかの「登記受付年月日」欄には登記受付の日を、「家屋」欄のなかの「建築又は登記受付年月日」欄には、家屋を建築した場合には建築年月日を、承継により取得した場合には登記受付の日を記入してください。
4. 不動産取得税の減額等申請をする場合には、「減額（還付）申請」欄に必要な事項を記入してください。なお、申請書には、該当事項を証明できる書類を添付してください。また、減額の対象となる土地の取得について、不動産取得税がすでに課税されている場合には、その課税の内容を「整理番号」欄及び「税額」欄、に記入してください。（わからない部分の記入は不要です。）
5. 減額等を申請する場合において、土地の取得者と住宅の新築者が異なるときは、「備考」欄に新築者の氏名、新築者の住所、床面積及び取得年月日を記入してください。
6. 還付申請金額がある場合には、「備考」欄に還付金の振込先である金融機関の口座を記入してください。なお、共有で不動産を取得した場合には代表者（納税通知書に記載された筆頭者）の金融機関の口座を記入してください。
7. 徴収猶予を申告する場合には、「徴収猶予申告」欄に必要な事項を記入してください。なお、この場合には、該当事項を証明できる書類（建築確認済証及び建築確認申請書（第三面）、建築請負契約書等）の写しなど参考資料を添付してください。（徴収猶予額の算出のため、内容により追加の資料をお願いする場合があります。）
なお、共同住宅等又は併用住宅の新築を予定されている場合、「新築予定の住宅の床面積」欄には、建物全体の床面積を記入してください。
※ 徴収猶予の申告は、納期限までに行ってください。

◎減額の申請に必要な書類

家屋の登記事項証明書又は検査済証、寸法の記載のある各階平面図の写し、土地の登記事項証明書、土地建物売買契約書などが必要です。
(減額の規定により必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。)

(申告書持参人連絡先等)

会社名、氏名等	
連絡先電話番号	